

緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針

平成25年2月26日
衆議院議員選挙区画定審議会

1. 改定対象選挙区

- (1) 人口の最も少ない県の区域内の選挙区
- (2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区
- (3) 2(1)の基準に適合しない選挙区
- (4) (3)に掲げる選挙区を2(1)の基準に適合させるために必要最小限の範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区
具体的には、(3)に掲げる選挙区に隣接する選挙区に限るものとする。

2. 改定対象選挙区の区割り基準

- (1) 各選挙区の人口は、人口の最も少ない県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満とする。

| | |
|-------------------------|----------------|
| | H22 国調人口 |
| (参考) 鳥取県の改定原案における新2区の人口 | 291,103人 |
| 〃 | の2倍未満 582,205人 |
- (2) 1(1)に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、当該県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図るものとする。
- (3) 1(3)及び(4)に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、(1)の基準に適合させるために必要最小限とするものとする。
- (4) 選挙区は、飛地にしないものとする。
- (5) 選挙区の改定に当たっては、市(指定都市にあっては行政区)区町村の区域は、分割しないことを原則とする。
ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。
 - (イ) 選挙区が一の市区(市区の区域が分割されている場合を含む。)で構成され、当該選挙区の人口が、人口の最も少ない県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口の2倍以上である場合
 - (ロ) 1(3)及び(4)に掲げる選挙区の改定において、市区町村単位の改定では、各選挙区の人口を(1)の基準に適合させることができない場合

- (ハ) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定において、現在分割されている市区町の区域を一の選挙区に属することとする改定では、当該市区町以外の各選挙区の区域の異動を必要最小限とすることができない場合
- (ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合
- (ホ) 1 (2) に掲げる選挙区の改定において、当該県の人口最大の市（当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができる場合に限る。）の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合
- (6) 選挙区の改定に当たっては、郡の区域は、分割しないことを原則とする。ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。
 - (イ) (1) の基準に適合する選挙区を設けるために必要な場合
 - (ロ) (2) の基準に沿った選挙区を設けるために必要な場合
 - (ハ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合
 - (ニ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に離島を含む場合
- (7) 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

3. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

- (1) まず、1 (1) に掲げる選挙区について、2 に掲げる改定対象選挙区の区割り基準（以下「区割り基準」という。）に適合するように改定原案を作成するものとする。
- (2) 1 (2) に掲げる県については、当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (3) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区については、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (4) 作業の結果得られた区割りの改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。